

[研究ノート]

年官制度発生に関する一考察

—貞觀十三年藤原良房第二抗表をめぐって—

手 嶋 大 侑

Studies in Humanities and Cultures

No. 21

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 21号
2014年7月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN
JULY 2014

【研究ノート】

年官制度発生に関する一考察

—貞觀十三年藤原良房第二抗表をめぐつて—

手嶋大侑¹

要旨 小稿は貞觀十三年（八七一）四月十八日に藤原良房が年官等を辞退するために提出した抗表を詳細に検討し、そこから当時の貴族が年官に対してどのような認識をしていたのかを論じ、年給制度発生を考える手懸りを得ようと試みたものである。その結果、年給発生後まもない時期から年官は労遇的性格を有していたことが確認できた。

キーワード：年給制度 年官 労遇 公卿補任 僕隸

一、年給制度の研究史と課題

年官制度とは特定の地位の者（給主）に対し、任意の者（被給者）を特定の官職に推挙する権利を与えるもので、給主に対して、被給者の叙爵または加階を申請する権利を与える年爵制度と合わせて年給制度と一般的に呼ばれている。

はじめに

平安時代の官人にとって除目は大きな関心事の一つであった。それは古記録等を見れば一目瞭然である。その除目の中でも大きな比重を占めるものに年官がある。

平安時代において、院や三宮などの特定の地位の者が、任意の者を京官允などの特定の官職に推挙できる年官は、官人の出身に大きく影響した。出世を望む者は競つて年官による推挙を求めた。官人の出身ルートが形成されると、年官を求める者の数は増えただろう。そして、年官は藤原氏などの貴族の再生産にも利用された。

このように年官は官人の出身に大きく関わるものであり、年官の理解は貴族社会・官人社会の特質を解明することに繋がる。小稿は、年官の発生について解明したいとの展望のもと、貞觀十三年（八七一）四月十八日の藤原良房の抗表に書かれている年官に関する記述に注目し、検討を試みたものである。

¹名古屋市立大学大学院人間文化研究科 博士前期課程

年給制度の研究は、十九世紀末の小中村清矩氏から始まつたと見ることができるが、この研究は本格的なものとは言い難く、年給制度の解明の重要性を提示したものであった⁽¹⁾。初めての本格的な研究と言えるのは、十九世紀終わりの八代国治氏の研究であろう。この研究は年給制度に関する諸用語を中心に検討した労著と言える⁽²⁾。なお、小中村氏・八代氏は年給制度を売位売官による封禄制度と見なしている。戦後になり、時野谷滋氏によつて研究が一新された。時野谷氏も年給制度を封禄制度ととらえ、小中村氏・八代氏と同じ立場を取つてゐる。しかし、時野谷氏は関係史料を改めて検討し、その結果、売位売官による給主の得分が公廨稻だとする従来の説を否定され、新しく任料収納説（年官）・叙料収納説（年爵）を発表された。また、年給制度の発生から衰退に至る全ての時期の研究を詳細に行われた⁽³⁾。

それまで封禄制度的性格が強いと見なされてきた年給制度に新しい指摘をされたのが須田春子氏・永井晋氏である。須田氏は後宮制度と「院宮給」の関連という視点から年給を検討し、主に年爵において給主と被給者は同族一門であり、給主が被給者から叙料をもらつていたとは考えられないと指摘された。また、一族によつては院宮の年給を利用して一門の繁栄を支えていたとも言われている⁽⁴⁾。永井氏は十二世紀中・後期の院宮給を研究され、年給による叙位任官は給主と被給者の私的関係から行われていたと結論付けられた⁽⁵⁾。

須田氏・永井氏以前では年給制度は売位売官によつて給主が得分を得ることを目的としたものだと理解されてきたので、給主と被給者は

他人同士の関係が前提であった。しかし、須田氏・永井氏の研究によつて給主と被給者の間に私的関係が存在していたことが明らかとなり、年給制度の理解が変わつたと言える。

次いで尾上陽介氏は年爵による叙位の場合、勤務の勞に対しても与えられる「恪勤位記」が用いられていたことを明らかにし⁽⁶⁾、年官による任官の場合、その任官理由が「年勞」だと指摘し、年給は勞を処遇する性格と封禄制度的性格があるとされた⁽⁷⁾。須田・永井・尾上の三氏の研究から年給制度研究は新しい段階に入つたと言えるだろう。このように現在では年給制度は複数の性格を有する制度だと認識されており、年給制度の性格・構造をめぐる研究は大きく進展しつつある。しかしながら年給制度の発生に関する研究は進んでいない。先に述べた研究史の中で発生時期に関する触れられているものは時野谷滋氏・尾上陽介氏の二氏のものだけである。

ここで「発生時期」がどの時期を指しているのか一言加えておく。研究史の中で年給が整備制度化されたのは宇多朝と認識されている。しかし、実態としては宇多朝以前から年給による叙位任官が行われていたことは確実である。そこで小稿で用いる「発生時期」は年給が実態として行われ始めた時期を指すものとする。

時野谷・尾上両氏とも年給の発生は淳和・仁明朝頃とされている点で一致しているが、その根拠は大きく異なつてゐる。時野谷氏は地方官の職を利権と見なす風潮が公に認められたのが淳和・仁明朝だといふ理由からこの時期を年給発生時期としている⁽⁸⁾。時野谷説は年給

制度を売位売官と見る視角からの説である。一方で尾上氏は、年給は①封禄制度としての意味に加えて、②給主である院宮の近親者や院司・宮司などを任官または叙爵・加階する人数枠を確保する意味があり、この二つの意味を持つものとして生まれたとされ、複数の上皇・后宮が出現した淳和・仁明朝頃に発生したとされた⁽⁹⁾。

年給の研究が容易でないのは、年給発生後まもない時期の史料がないことだと考える。年給制度の初見史料は『日本三代実録』貞觀七年（八六五）正月二十五日条で、この史料についてはすでに多くの研究者によつて考察が行われている。二番目に古い史料は『日本三代実録』貞觀八年（八六六）正月十三日条であり、これは女御從三位藤原朝臣多美子に毎年二分官一人、一分官一人を給うことを定めたものである。三番目に古い史料が貞觀十三年（八七一）四月十日勅から始まる清和と藤原良房との勅と表である。四月十日の勅の内容は封戸・隨身兵仗・帶仗資人・年官を良房に与えるというものであるが、良房はこの勅に対し計三回の抗表を提出して辞退し⁽¹⁰⁾、清和天皇は計三回の勅答を下して、辞退の翻意を促した⁽¹¹⁾。このやりとりではすべての勅と表が年給について触れているが、その中で最も重要なと考えられるのは良房が二回目に提出した抗表である（以後、良房第二抗表と記す）。良房第一抗表は年官辞退の理由を最も論理的・具体的に述べており、年官がどのようなものであるか示している。時野谷氏はこの史料について三宮給・公卿給成立を示すものとして注目しているが、年給発生時期を論じる際には無視している。尾上氏も良房第二抗表に

ついで少し触れており、その中で重要な指摘をされているが、この史料を用いて年給発生時期を論じてはいない。しかし、良房第二抗表は年給発生後まもない時期の貴重な史料であり、詳細に検討する価値がある。

そこで小稿では良房第二抗表を検討し、発生初期段階における年給制度の性格を論じたい。なお、良房第二抗表は年官だけを扱っているので——貞觀十三年ではまだ年爵は発生していない——、小稿でも年官のみを考察の対象とする。

二、藤原良房第二抗表についての先学の理解

最初に貞觀十三年四月十日勅から始まる清和と良房の勅と表の中で、年官がどのように扱われているのか紹介したい。

貞觀十三年四月十日勅では先帝（文徳）の遺詔によつて良房を准三宮の扱いにし、年官を与えるとしている。同年四月十四日に良房はこの勅に対して、公卿が年官をもらうことは初めてのことであり、自分がその初例となるのは堪えがたいので辞退する旨の抗表を提出した。良房一回目の抗表に対する清和の勅答は存在が確認できるだけで、どのような内容か知ることはできない。清和一回目の勅答を受けて、同年四月十八日に良房は重ねて年官を辞退する旨の抗表を提出した。これが小稿で検討を試みる良房第二抗表である。同日、清和は良房第一抗表に対し、年官は先帝の遺規であつて自分の新意ではないと言つて

年官を受け入れるよう促している。同年四月二十日に良房は三回目の年官辞退を請う表を提出したが⁽¹²⁾、同年五月二十日清和勅答の年官受け入れの旨を良房が了承し、良房が折れる形で決着が着いた。

まず、小稿で取り上げる良房第二抗表を全文載せることにする。なお、良房第二抗表は『菅家文草』と『日本三代実録』に収められているが、今回は『菅家文草』から引用した⁽¹³⁾。

臣良房言。去十五日、中使中納言藤原朝臣基経至。奉宣聖旨、返_二臣上表_一。將遂_二先勅_一、頻苦_二刻肌_一。再慙_二蜚耳_一。〔中謝〕臣自謂、功之輕薄、鴻毛則其重萬鈞。賞之深淵、鼈海則其淺三尺。蓋荒年祭祀、礼不_二必充豐_一。曠歲威儀、事或從_二儉約_一。今陛下、藜羹自存、王公茅土且減。臣全_二不_レ食_レ邑之意_一、將_レ斷_二先_レ己之嫌_一。若事不_レ得_レ已、義可_二必行_一、五稼登_レ年、群臣復_レ旧。然後同享_二所減_一、臣願足矣。又陛下、不_レ許_三臣就_二私第_一、賜_二直廬於禁中_一。霜仗百重、隨身何用。虎賁千列、帶仗安施。臣所_レ以固辭_一、亦復在_レ此。臣所_レ有一両僕隸、皆是陛下幼年之侍童也。隨_レ分得_レ官者、或年三四人。陛下以為、慰_二旧功力_一。臣以為、拝家數人、未_レ報_二万乘之先恩_一、何擬_二三宮_一以_二新制_一。臣持_レ心不_レ重、暫欲_レ樂_二地中之山_一。稟_レ質猶輕、恐_レ不_レ為_二風下之草_一。今不_レ堪_二懇誠_一、重表以聞。臣良房誠惶誠恐、頓首_レ、死罪_レ、謹言。(傍線筆者)

良房第二抗表の中で、年官辞退の理由を述べているのが傍線部である。しかし、日本古典文学大系『菅家文草』と国史大系『日本三代実

録』では、傍線部の返り点・句読点の付け方に両者で相違が見受けられる⁽¹⁴⁾。なお、相違があるのは一部分だが、この部分の理解が傍線部全体の理解の根幹をなしており重要なだと考える。

両者を比較してみると「陛下以為、慰旧功力。臣以為、拝家數人、未_レ報_二万乘之先恩_一」の部分が異なっていることがわかる。『菅家文草』(川口久雄氏校注)は「陛下以為、慰_二旧功力_一。臣以為、拝家數人、未_レ報_二万乘之先恩_一」と読み、国史大系『日本三代実録』は「陛下以为、慰_二旧功力_一。臣以為、拝家數人、未_レ報_二万乘之先恩_一」と読んでいる。

ここでは「陛下以為」と「臣以為」が対応しているので、対句としての読み方をするのが妥当と思われる。この点に注目すると、国史大系『日本三代実録』は「陛下以為」と「臣以為」で異なる読み方をしているが、日本古典文学大系『菅家文草』は同じ読み方をしている。このような理由から小稿では日本古典文学大系『菅家文草』の返り点に従うこととする。

次に先学たちは傍線部についてどのような理解を示したのか見ていく。古く『古事類苑』封祿部六・年官年爵条は傍線部を根拠に「年官、年爵ハ、陽ニハ親近ノ人ニ授クル為メニシテ、陰ニハ人ニ売与シテ財ヲ得ルガ為メナラン、故ニ其主或ハ資ヲ納レズシテ、人ニ付スル事モ常ニコレアリ、陽ニハ親近ノ人ニ授クル為メナル事ハ、貞觀十三年、藤原良房ノ准三宮ヲ辞スル表ニ、臣一両僕隸、得_レ官者或年三四人、何擬_二三宮_一以_二新制_一ト云ヘルニ依リテ知ラレ」と述べられた⁽¹⁵⁾。

『古事類苑』は「隨^レ分得^レ官者、或年三四人」の部分を「良房の年官によつて官を得てゐる者が年に三四人いる」と解釈し、年給制度は第一義的には親近者に官爵を与える制度であり、第二義的には売位売官によつて給主が得分を得る制度であると理解した。

この『古事類苑』説に対して時野谷氏は貞觀十三年まで良房は年官を固辞し続けていたので、「良房の年官によつて官を得てゐる者が年に三四人いる」と解釈した『古事類苑』の理解は誤りであるとして、年給制度を親近者に官爵を与える制度とした『古事類苑』説を否定された。また、年給制度は封禄制度なので、良房第二抗表から年官の本質を論じることはできないと言われている⁽¹⁶⁾。

その後、尾上氏は良房第二抗表が年官辞退の理由を述べている史料があるので、この史料は仮に良房が年官を受けた場合、その年官によつて官を得るのは良房の「僕隸」であることを示していると指摘された⁽¹⁷⁾。

尾上氏は「そもそも年給制度は封禄制度である、という前提の当否に立ち返る必要は無いのであろうか」と問題提起され、この史料を検討しているが、その検討は十分に行われていない——尾上氏が提起された問題は大変重要であり、今後も継続して考えていく必要があるだろう——。良房第二抗表は菅原道真が良房の依頼を受けて起草したもので、この抗表に書かれている年官に対する認識は良房個人の認識ではなく、当時の貴族たちの一般的な認識として見ることができ、また発生後まもない時期の年官が有していた性格を示してるので、年給

の発生を考える好材料として詳細に検討する価値が十分ある。
そこで小稿では、尾上説に導かれつつ、年給の発生時期との関連と
いう視角から良房第二抗表の検討を進めていきたい。

三、「陛下幼年之侍童」をめぐつて——『公卿補任』の検討から——

良房第二抗表の「臣所^レ有一両僕隸、皆是陛下幼年之侍童也。隨^レ分得^レ官者、或年三四人」は、そのまま読むと「臣の有する一両の僕隸はみな、陛下幼年時の侍童であり、能力・身分に従つて官を得る者が年に三四人いる」となり、これを年官辞退の理由を述べたものだと解釈することもできる。先学はこのように理解した⁽¹⁸⁾。

また、良房第二抗表傍線部は前後の文章を含めて「百」・「千」・「両」・「三四」・「數」・「万」と修辞的技法が施されており、そのことがこの文章の読解を難しくしている。

そこで私が注目したいのが『公卿補任』康平八年（一一〇六五）条の藤原泰憲・同天延四年（九七六）条の藤原時光の記事である。

参議 正四位下 同〈藤原〉泰憲 五十九 十二月

八日任。元藏人頭左中弁近江介。今日転任左大弁。／故春宮亮泰通朝臣二男。母從三位源隆子（紀伊守致時女。先帝御乳母）。

寛弘四丁未生。□□□春宮藏人。寛仁三正廿三任典藥助（春宮御給）。長元三正廿六左近將監。（略）（傍線筆者）

とあり、泰憲が康平八年（一〇六五）に参議に就くまでの経歴が書かれている。これによると泰憲は寛弘四年（一〇〇七）に生まれており、具体的な年は不明だが春宮藏人に就き、寛仁三年（一〇一九）に春宮御給の年官によって典薬助に任官されている。泰憲は十二歳で典薬助に任官されているので、春宮藏人に就いた時は十二歳以下であり、まさに侍童であった。すると、泰憲が春宮藏人に就いた時の春宮が誰であったか、が気になるところである。

そこで傍線部の□□□の簡単な推定を試みたい。推定に入る前に『公卿補任』の写本の系統について簡単に述べておきたい。

今回用いた新訂増補国史大系『公卿補任』は神武天皇から寛文二年（一六六一）までを宮内庁書陵部所蔵の御系譜掛本（竹屋本・日野西本とも称されている）を底本とし、尊經閣文庫所蔵の山科本と宮内庁書陵部・尊經閣文庫分蔵の三条西本で校訂を加えている⁽¹⁹⁾（なお、小稿で問題にしているのは康平八年条であり、これを含んでいる部分の系統についてのみ述べるに留めることとする）。

山科本は現在流布している写本の大半の祖本であり、山科本の祖本である広橋本は承暦四年（一〇八〇）から嘉承二年（一一〇七）までの一巻だけ国立歴史民俗博物館に残っているだけである⁽²⁰⁾。また康平八年条が残っている三条西本も新訂増補国史大系『公卿補任』は使用しているので、康平八年条藤原泰憲の□□□は他の確実な古写本から復元することは難しいと判断して⁽²¹⁾、他の要素から□□□の推定を試みたい⁽²²⁾。

まず、□□□に入るだろう年号について考えてみる。寛弘と寛仁の間の年号は長和のみであり、『公卿補任』の書体から寛仁の可能性はない（もし□□□に入る年号が寛仁の場合、次の経歴は「同三年正廿三任典薬助（春宮御給）となるはずである）。となると□□□に入る年号は（イ）同□□（ロ）長和□のどちらかである。

次に春宮に目を転じてみると、寛弘四年から長和六年⁽²³⁾の間で三人の人物が春宮になっている。一人目は居貞親王（後の三条天皇）、二人目は敦成親王（後の後一条天皇）、三人目は敦明親王（後の小一条院）である。それぞれの春宮期間は以下の通りである。

居貞親王

寛和二年（九八六）—寛弘八年（一〇一一）六月十三日

敦成親王

寛弘八年六月十三日—長和五年（一〇一六）正月二十九日

敦明親王

長和五年正月二十九日—寛仁元年（一〇一七）八月九日

さらに各親王の春宮期間の年齢を見てみると、居貞親王は十歳から三十五歳であるが、寛弘四年から寛弘八年の間は三十一歳から三十五歳。敦成親王は三歳から八歳。敦明親王は二十二歳から二十三歳である。

以上のように三人の春宮を検討してきたが、敦成親王のみ幼年の春宮であることがわかる。泰憲は寛弘四年に、敦成親王は寛弘五年にそれぞれ生まれており、二人はほぼ同じ年であるので、幼年の泰憲を春

宮蔵人に就かせた理由は幼年の春宮の遊び相手としての役割があったからではないだろうか。

このように考えれば、泰憲が春宮蔵人に就いた年は寛弘八年六月十三日から長和五年正月二十九日の間だと推測でき、当時の春宮は幼年の敦成親王であった。すると泰憲はまさに「陛下幼年之侍童」だったのである。

次に『公卿補任』天延四年条の藤原時光の部分を見てみると、

参議 従四位下 同（藤原）時光 二十九 十二月
十一日任。元藏人頭。右中将備前守（両官止之）。／関白二男。
母中納言從三位大江維時卿女（典侍從四位下皎子）。 応和
四〇〇東宮昇殿。康保二五十一右兵衛尉（東宮御給。殿上勞）。

同四九四昇殿。（略）（傍線筆者）
とあり、応和四年（九六四）に時光は東宮昇殿を果たしていることがわかる。時に時光は9歳であり、やはり侍童であった。そして当時の東宮は十四歳の憲平親王（後の冷泉天皇）であり、時光も「陛下幼年之侍童」であったことがわかる。

泰憲・時光の二例から貴族の子息が侍童として幼年の東宮に仕えていたことがわかった。それは惟仁親王（清和天皇）の時も例外ではなかったと思われる。

すると、「陛下幼年之侍童」は良房の資人等の召使い——「僕隸」——だけではなく、良房と縁故のある貴族の子息も含むものと見るべきであり、様々な身分の者を包含するものと推定できる。

以上の検証から、「陛下幼年之侍童」は良房の資人等の召使いと良房と縁故のある貴族の子息を指していると判断したい。

四、良房第二抗表の読解

良房第二抗表の傍線部は内容から以下のように三つに分けることができる。

（あ） 臣所有一両僕隸、皆是陛下幼年之侍童也。隨レ分得レ官者、或年三四人。
（い） 陛下以為、慰_二旧功力。臣以為、拝家數人、未_レ報_二万乘之先恩、何擬_二三宮_一以_二新制。
（う） 臣持_レ心不_レ重、暫欲_レ樂_二地中之山。

最初に（あ）であるが、前節で検証したように「陛下幼年之侍童」は良房の資人等の召使い、良房と縁故のある貴族の子息を指している。このことを踏まえると、実態としては「能力・身分に従つて官を得る者」——「隨_レ分得_レ官者」——は貴族の子息であったと判断できる。すると（あ）は「臣の有する一両の僕隸は皆陛下幼年時の侍童であり、侍童たちの中で能力・身分に従つて官を得る者は毎年三四人いる」と解釈できる。つまり、良房の資人等を含む陛下幼年時の侍童たちの中から、能力・身分に従つて官を得る者——貴族の子息——が毎年出ているのである。このように考えると（あ）は貞觀十三年時の「陛下幼年之侍童」たちの出身状況を述べていると理解できる。

次に（い）の検討に入していく。（あ）のような出身状況の中で良房の「僕隸」は身分の低さ等の理由から官を得てない者が多数いたことは想像に難くない。陛下幼年の侍童であつた貴族の子息はすでに官を得て出身しているが、彼らと同じ陛下幼年の侍童であつた良房の「僕隸」はまだ官を得ていなかつた。

このような状況が背景にあり、清和天皇は良房が先帝文徳の遺詔が下された時から固辞し続けてきた年官を改めて良房に与える際、良房が年官を受けるべき理由の一つとして「僕隸」の勞を処遇することを述べたと理解できる——そのことが述べられた勅は良房一回目の抗表に対する勅答であろう。しかし、これは存在が確認できるだけで勅自体は残っていないのが残念である——。つまり、天皇は良房の「僕隸」の「陛下幼年の侍童」であった勞——「旧功力」——を処遇する目的で良房に年官を与えたので、「陛下は昔の勞を慰めようと思つている」——「陛下以為、慰『旧功力』。」——と言つていいのである。このような天皇の意向を受けて良房は「私の拝家の数人はまだ天皇の先恩に報いていない（処遇されるだけの勞を積んでいない）ので、准三宮にする新制を用いて年官を受けることはできません」——「臣以為、拝家數人、未_レ報_二万乘之先恩、何擬_二三宮以_二新制。」——と言つて年官の辞退を願つてゐる。このように解釈すれば、（い）が年官辞退の理由を述べていると理解できる。したがつて、「拝家數人」は良房の資人等の召使いのみを指していることがわかる。

そして（う）で年官等を特別に賜つて目立つ存在になりたくないとい

述べ、辞退を申し出ている。このように理解すれば、合理的・整合的に良房第二抗表の傍線部を読むことができ、良房第二抗表は、仮に良房が年官を受けた場合、官を得る者は良房の資人等の召使い——「拝家數人」——であることを示している。

以上のように検討した結果、良房に年官を与えることによつて官を得るのは「僕隸」と読解すべきであろう——ただし、「隨_レ分得_レ官者」は良房と縁故のある貴族の子息であるので、「三四人」は貴族の子息を指している——。

そして「僕隸」に官を与える理由は彼らの勞を処遇するためであつた。これはすでに指摘されている労処遇的性格であり、年官は発生初期からこの性格を有していたことになる。そして年官の労処遇的性格は、当時の貴族たちの一般的認識であつた。このことは労処遇の視角から年給の発生を見るべきだということを示しているだろう。

おわりに

小稿では発生初期において年給制度はどのような性格を有していたかを論じるために、関係史料の中で三番目に古い貞觀十三年の良房第二抗表に注目し、この史料を詳細に検討した。その結果、発生初期において年官は労処遇の性格を有していたことが明らかとなつた。この労処遇的性格は先学によつてすでに指摘されており、年給の持つ性格の一つと認識されているが、労処遇を示す史料は十世紀中頃のものが

最も早く、それ以前の史料は確認されていない⁽²⁴⁾。つまり、貞觀十三年の史料から年官の労處遇的性格を確認できたことは価値があり、

良房第二抗表が年官の労處遇的性格を示す最も早い史料となつたわけ

である。このことは年給の発生を考える上で重要な知見を与えるだろ

う。

尾上氏は年給について革新的な論を発表されているが、結論としては多面的・複合的性格を有する複雑な制度であるとしている⁽²⁵⁾。たしかに売位売官による封禄制度的性格は史料からも確認でき、否定することはできない。しかし、それは発生段階の性格ではなく、後に付加されたものだと考える。やはり、発生段階は労處遇的性格と見るのが良いだろう。そうすると、年給の発生については家司制度との関係から考える必要がある⁽²⁶⁾。また、視点を変えて後宮制度との関連も考える必要がある。私はこの二点から年給発生時期は嵯峨朝であろうとの見通しを持っている。しかし、まだ十分な確信を得ていないので、今後の課題とさせていただきたい。

〔注〕

- (1) 小中村清矩「年官年爵・成功重任考」『陽春廬雜考』吉川弘文館、一八九四)
- (2) 八代国治「年給考」『史学雑誌』十一—五・七・八、一九〇〇、後『国史叢説』吉川弘文館、一九二五)
- (3) 時野谷滋「年給制度の研究」『律令封禄制度史の研究』吉川弘文館、一

九七七)

(4) 須田春子「准后・女院の乱立と『院官給』」(『古代文化史論叢』四・五、一九八三・八四)

(5) 永井晋「十二世紀中・後期の御給と貴族・官人」(『国学院大学大学院紀要―文学研究科』十七、一九八六)

(6) 尾上陽介「年爵制度の変遷とその本質」(『東京大学史料編纂所研究紀要』四、一九九四)

(7) 尾上陽介「年官制度の本質」『史觀』一四五、一〇〇一)

(8) 時野谷滋前掲(3) 論文

(9) 尾上陽介前掲(6) 論文

(10) 良房の三度の抗表は『菅家文草』卷第十にすべて収められている。また、第一・二の抗表はそれぞれ『日本三代実録』貞觀十三年四月十四日庚寅条・同年四月十八日甲午条にも載せられている。

(11) 第一の勅答は残っていないが、良房第二抗表の「去十五日。中使中納言藤原朝臣基経至、奉宣聖旨。」という部分から存在を確認できる。第一・三の勅答はそれぞれ『日本三代実録』貞觀十三年四月十八日甲午条・同年五月廿日乙丑条。

(12) 良房の三回目の抗表は『日本三代実録』貞觀十三年五月六日条に「太政大臣重抗表。苦辞_二隨身兵仗封邑及年官准三宮之恩賞_一優_一詔不_レ許。」とあるだけだが、『菅家文草』に「為_二太政大臣_一重謝_一年官隨身_一第三表」の題で全文収められている。なお、『菅家文草』には四月二十日の表として残っており、『日本三代実録』と日にちが異なるが、今回は

年官制度発生に関する一考察——貞觀十三年藤原良房第二抗表をめぐって——（手嶋）

一〇

『菅家文草』の日にちに従つた。

(13) 良房第二抗表は『菅家文草』に「為太政大臣重謝二年官隨身第二表」として収められている。この表は良房の表であるが、『菅家文草』に収められていることから、良房が菅原道真に表の作成を依頼し、道真が起草したものだろう。（日本古典文学大系『菅家文草』岩波書店、一九六六）

(14) 日本古典文学大系『菅家文草』の校注者は川口久雄氏であり、国史大系『日本三代実録』の校注者は不明である。故に良房第二抗表に関して川口氏と国史大系『日本三代実録』は違う読み方をしていくと理解した。

(15) 『古事類苑』の執筆に関わっている小中村清矩氏は年給制度について先駆的論文を発表している（小中村清矩前掲（1）論文）。しかし、小中村氏は上記論文の中で、『古事類苑』のような説は一言も述べていない。よって、『古事類苑』の説は、小中村氏の説ではなく、『古事類苑』独自の説として扱う。

(16) 時野谷滋前掲（3）論文

(17) 尾上陽介前掲（7）論文

(18) 時野谷滋前掲（3）論文。尾上陽介前掲（7）論文

(19) 新訂増補国史大系『公卿補任』凡例

(20) 国立歴史民俗博物館には天平宝字八年（七四六）から神護景雲二年（七六九）、宝亀元年（七七〇）から天長十年（八三三）、永承元年（一〇四六）から承暦三年（一〇七九）、天永二年（一一一二）から長承二年（一一三三）、長承三年から久寿二年（一一五五）、貞和元年（一二三四）

五）から觀応二年（一二五一）、天文十年（一五四一）から弘治三年（一五五七）の計七巻が広橋本として所蔵されているが、すべて山科本の転写本である（美川圭『公卿補任』『国史大系書目解題』吉川弘文館、二〇〇一）。念のため国立歴史民俗博物館の館蔵資料データベースから康平八年条を確認したところ、問題の部分を読み取ることはできなかつた。

(21) 新訂増補国史大系『公卿補任』が用いていない写本もいくつか紹介しておく。九条家旧蔵中右記部類紙背公卿補任は天平元年（七二九）から神護景雲三年（七六九）、承平元年（九三二）から天禄元年（九七〇）の二巻、及び長保元年（九九九）から寛弘八年（一〇一一）、長曆二年（一〇三八）から長久元年（一〇四〇）を含む一巻を宮内庁書陵部が、長和五年（一〇一六）から長曆元年（一〇三七）の一巻を天理大学附属天理図書館が、宝亀三年（七七二）と四年の一巻を反町十郎氏がそれぞれ所蔵している。甘露寺本公卿補任は建暦元年（一二一二）から建保四年（一二一六）、貞治元年（一二六二）から応安四年（一二七一）、永徳三年（一二八三）から明徳三年（一二九二）、嘉吉二年（一二四二）から享徳元年（一四五二）、享徳二年から寛正五年（一二六四）の計五冊が国立公文書館内閣文庫に所蔵されている。他に冷泉家時雨亭文庫蔵本というものがあり、俊成本は嘉承元年（一二〇六）から大治三年（一二一八）までのうち十年分が残簡の形で残つてお、定家本には建久九年（一一九八）から承久三年（一二二二）までが残つてお（美川圭前掲（20）論文）。

(22) 美川圭前掲（20）論文

(23) 長和六年（一二〇一七）四月二十三日に年号が寛仁に変更されている。

(24) 年官の労処遇策的性格の最も早い例は天慶八年（九四五）の藤原安親の例である『公卿補任』寛和三年条。しかし、この例はすでに尾上氏によつて労処遇の例として指摘されているが、この例を労処遇と認めるかは再検討の必要がある。

(25) 尾上陽介前掲（7）論文

(26) 尾上氏はすでに家司制度の発展も年給の発生の背景にあると指摘されてゐる。ただ家司制度と年給の関係を明確に示してはいない（尾上陽介前掲（6）論文）。なお、家人に関する研究は坂本太郎氏のものがある（坂本太郎「家人の系譜」『日本古代史の基礎的研究 下 制度篇』東京大学出版会、一九六四）。

（研究紀要編集部は、編集発行規程第六条に基づき、本原稿の査読を審査委員に依頼したところ、審査委員から掲載可とする判定があつたので受理した。
一〇一四年六月二十一日付）